

令和2年

11月より開始

# 空き家適正管理助成制度

空き家の適切な管理を促進するため、所有者が空き家の管理を委託した場合の費用や空き家の敷地内にある樹木のせん定にかかった費用の一部を助成します。



## 対象者

区内の空き家（戸建て又は共同住宅）の所有者、管理者及び法定相続人の方  
※ただし、法人を除きます。また、倉庫や物置、社宅等は対象外です。

## 管理委託助成

空き家の管理を委託した場合にかかる費用に対して助成します。

### 主な要件

- ①空き家全般の見回り及び建物の通風・換気等の管理を事業者等に委託していること
- ②当該空き家について、初めて管理委託助成を受けること

**助成金額** 管理委託費用の2分の1

※上限 年間2万円

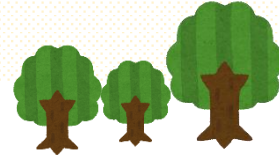
**期間** 初回申請月以降の継続した  
最長24か月以内

## 樹木せん定助成

周辺に悪影響を及ぼすことのないように樹木せん定を行った場合の費用に対して助成します。

### 主な要件

管理委託助成を受けている期間内に樹木のせん定を行うこと



**助成金額** 樹木のせん定費用の2分の1

※上限 1万円

**期間** 管理委託助成を受けている  
期間内に1回限り

【申請の流れ】 ※詳細については、裏面をご確認ください

事前相談

申請

交付決定

実施

報告

助成金  
支払い

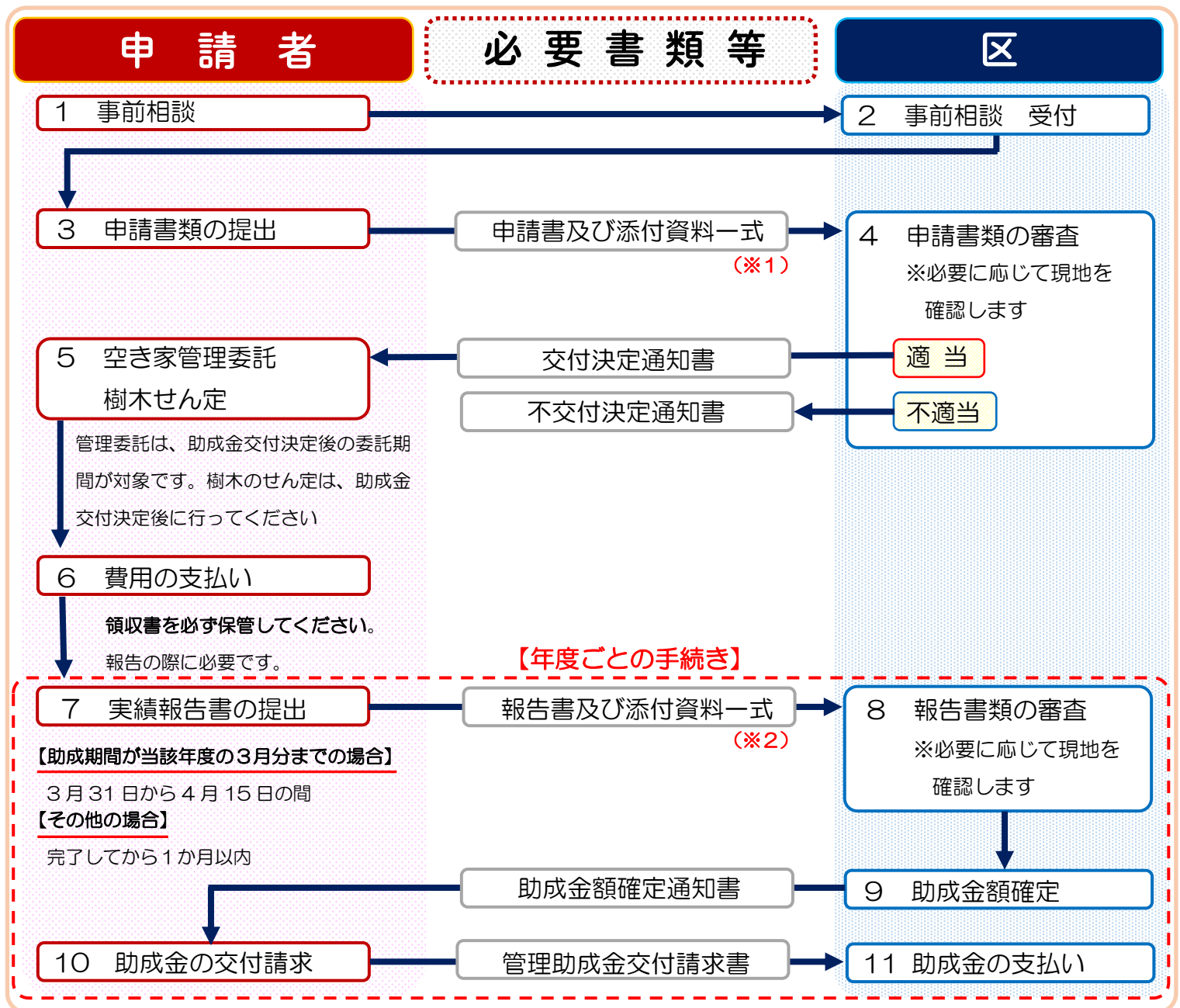
制度についてのご相談やご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。  
また、管理委託の契約内容に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

## 問い合わせ先

葛飾区都市整備部 住環境整備課 企画管理係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1  
葛飾区役所 新館3階 307番窓口  
電話：03-5654-8529

# 申請の流れ



※1 申請書のほか、以下の添付資料一式をご提出ください。翌年度以降の継続申請については、添付資料は不要です。

## 【管理委託助成】

- ① 案内図（空き家の位置が明確にわかるもの）
- ② 管理委託に関する契約書
- ③ 空き家の登記簿謄本 又は 家屋名寄帳 又は 固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し
- ④ 写真台帳（空き家の外観、状態を表す写真）
- ⑤ 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- ⑥ 法定相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等/申請者が法定相続人の場合）

## 【樹木せん定助成】

- ① 樹木せん定に関する契約書又は見積書（管理委託に関する契約書に含まれる場合は不要）
- ② 写真台帳（空き家及び樹木の状態を表す写真）

- 官公庁発行の書類は、発行から3か月以内のものに限ります。
- 記載した書類のほか、必要書類の提出を求められることがあります。

※2 報告書のほか、以下の添付資料一式をご提出ください。

## 【管理委託助成】

- ① 管理委託に要した費用の領収書等
- ② 写真台帳（適切な管理がなされているもの）

## 【樹木せん定助成】

- ① 樹木せん定に要した費用の領収書等
- ② 写真台帳（樹木せん定後の状況を表す写真）